

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

（専用区画及び児童の数に関する基準に係る特例）

3 令和7年3月31日までの間においては、第10条第2項及び第11条第4項
の規定にかかわらず、専用区画の面積及び児童の数に関する基準については、放
課後児童健全育成事業に係る待機児童の状況に鑑み、放課後児童健全育成事業所
における安全性の確保に支障を来さない範囲で市長が別に定めるところによる。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、待機児童の状況に鑑み、放課後児童健全育成事業所に

おける専用区画及び児童数に係る基準の特例を定めるため、所要の改正をする必要による。